

板橋区立上板橋第二小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの定義を十分に理解し、その解決を図るために、学校、家庭、地域、その他関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指し取り組みの推進に努めていく。

第1章 いじめ防止基本方針と組織について

1 いじめ防止基本方針

本校の基本方針を下記の4本柱とし、いじめ問題の克服に努める。

- (1) いじめは重大な人権侵害であり、生命に関わる問題として捉え、未然防止に努める。
- (2) いじめはどの子にも起こりうるとの認識に立ち、早期発見に努める。
- (3) いじめを発見したらいじめられたとする児童に寄り添い、関係機関と連携し早期解決に努める。
- (4) いじめ防止対策について学校一丸となって取り組み、保護者・地域との連携を深める。

2 組織「いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 趣旨

いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び解決のため、いじめ防止対策委員会を設置する。

(2) 構成委員

- ・校内委員・・・校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーを常設委員とし、いじめが発見された時は、該当児童の担任、学年、副担任等関係教諭が加わる。
- ・外部関係機関・・・板橋区教育委員会、学校緊急対応チーム「スタート」、いじめ100番、子ども家庭支援センター、北児童相談所、板橋警察、PTA 役員、あいキッズ

(3) 所掌事項

- ・未然防止・早期発見に向けての日常的な対策を年間計画にして提案。
- ・いじめが発見された場合、事実確認や情報収集、解決に向けた具体的な方針をたて指導にあたる。また、外部関係機関との連携を必要に応じて行う。
- ・教員の対応力の向上に向けた対策として、研修等の計画を行う。
- ・相談体制の確立、整備、調整を行い、充実した相談が行われるよう計画する。

第2章 いじめ防止のための具体的な取り組みについて

1 いじめの未然防止

いじめは「どの学校、どの子どもでも起こり得る」ことを前提に、すべての児童を対象に教育課程に位置づけ、計画的に取り組む。

(1) 教職員の指導力向上

「いじめは絶対にゆるされない行為である」このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせる。また、日々の授業や生活指導、行事等を基盤とし、自己肯定感を高め、他者との関わりを常に振り返り改善する中で、いじめが生まれにくい環境をつくる。

(2) 人権教育の推進

「自分の大切さとともに他人の大切さを認める」という人権感覚を高める教育活動を各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等のそれぞれの特質に応じて推進する。

(3) 「協同学習」の導入による学級づくり

学び合い認め合う授業により児童相互が温かな人間関係を作れるようにする。授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。

(4) 体験活動の推進

生活科や総合的な学習の時間及び学級活動による異学年交流や自然体験、社会奉仕体験等を通して、身体全体で対象に働きかけ、社会性や豊かな人間性を育む。

(5) 「いじめに関する授業」の実施

道徳の時間や学級活動などの特別活動において、「いじめに関する授業」を実施し、児童にかけがえない自他の生命や人権を尊重する心と態度を育成する。

2 いじめの早期発見

いじめは「見えにくいもの」であることを認識し、児童のささいな変化に目を向けていく。

(1) いじめ実態把握調査の実施

いじめの実態把握、早期発見のため、全児童に対してアンケート方式による調査を実施する。この調査は6月、11月、2月のふれあい月間に合わせて行う。また、気になる事例があった場合には個人面談による聞き取り調査も行う。

(2) スクールカウンセラーによる全員面接

スクールカウンセラーによる面接を、1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

(3) 「いじめ投書箱」＝「先生あのね」の設置

子どもがいじめの悩み等を投書できる相談箱「先生あのね」を校長室前に設置し、担任以外へも相談できる学校体制をとる。

(4) 校内の情報共有

いじめに限らず児童に関して校内で共通理解を図った方がよいと考えられる情報は、毎週実施している生活指導夕会で報告し、全職員が共通した指導を行えるようにする。

3 いじめの早期対応

いじめが認知されたり、疑いがあると認められた場合は、いじめを受けた児童を守ることを最優先する。必要に応じて、いじめ防止対策委員会が保護者や地域、関係機関等と連携し、すみやかに対応・解決に努める。

(1) 情報の収集

被害児童、加害児童、周囲で見ていた児童、それぞれの児童から事実確認を行い、「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録をとる。

(2) 組織的な対応

- ・いじめ防止対策委員会は聴き取った情報を整理し、解決に向けての方針を決定する。また、その情報を教職員に報告し、全職員が共通した指導を行えるようにする。
- ・解決に向けた方針に沿って、被害者児童への支援、加害者児童への指導、保護者への報告等を役割分担し、組織的な対応を図る。

(3) 児童への指導・支援

- ・明らかな被害児童への支援として「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意志を伝え、担任は学級において被害児童の味方であることを明言し、スクールカウンセラーや養護教諭との連携により安心できる場所の確保をしていく。
- ・明らかな加害児童への指導として、いじめは絶対にしてはいけないということを明確に伝え、管理職等も含めた複数の教員から指導を行う。また、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する。
- ・被害児童、加害児童双方の保護者への連絡は事実確認を整理した上で速やかに行い、早急な解決のために加害側の児童の保護者が被害児童保護者に謝罪をする場の設定を行う。
- ・その後のケアとして、スクールカウンセラーや養護教諭と連携し、学級での様子の観察と、定期的な面談等を行っていく。
- ・学級の立て直しとして、周りで見えていた児童の指導も含め、ルールの再編と徹底、あたたかい言葉かけ、楽しい時間作りを行う。また、複数の教員で観察、支援する等学校全体として対応にあたることで、再発防止に努める。

(4) 関係諸機関との連携

- ・被害児童の心のケアや加害児童の指導等の過程で外部機関との連携が必要と認められた場合には、警察や子ども家庭支援センターに速やかに連絡し対応にあたる。

4 校内相談体制

校内の相談体制を明確にしておき、児童、保護者の心のケアを図る共に、教職員の対応力向上にも繋げる。また、日常的な相談窓口の活用を通して、児童の情報を収集し、いじめの未然防止に努める。

(1) 校内の情報共有

- ・毎週1回の生活指導夕会を情報交換の場とし、事故や事件発生の他に特別に支援が必要な児童の定期的な経過報告や各学年の最近の様子等を報告し合う。

(2) 日常的な相談窓口の設置

- ・教員の相談窓口としてスクールカウンセラーや巡回指導講師が来校した際、被害児童、加害児童等の対応の仕方について指導助言の場を設定する。
- ・児童、保護者の相談窓口としてスクールカウンセラーを年度当初に紹介し、学級訪問等を通して、関係づくりに努め、いつでも悩みが相談できる環境を築く。
- ・児童、保護者からスクールカウンセラーや巡回指導講師への面談要請があった場合は、特別支援コーディネーターの調整の下、個別の面談を実施する。

5 校内研修

いじめを防止するため、教職員の意識改革と対応力向上のための研修等を行う。

(1) 校内研修の充実

- ・ふれあい月間に合わせて、「アンガーマネジメント研修」や「いじめ防止教育プログラム」などを活用した研修を実施する。
- ・全教員を対象に、学期に1回以上、特別に支援が必要な児童の情報交換会及び指導法の研修会をもち、児童理解と共通した指導を行えるようにする。
- ・児童の実態や課題に即したテーマで、スクールカウンセラーや外部講師を招いての研修や事例検討会を年に1回以上実施する。

(2) 地域組織との連携

- ・あいキッズ等と連携し、学校生活以外での児童の様子を伺い、指導に役立てる。また、こちらからも伝えられる範囲での情報交換を行う。必要に応じて警察や子ども家庭支援センターとも連携し、対応にあたる。
- ・PTA や見守り隊等と連携し、地域での児童の様子を伺い、指導の一環に役立てる。また、学校としての取り組み等を伝え、地域ぐるみの対策を推進する。

第3章 重大事態への対応

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第二十八条第1項）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校いじめ調査委員会の設置

- ・いじめ防止対策委員のメンバーにPTA 役員、外部関係機関等の中から校長が定めた者を構成員とする。
- ・重大事態が発生した場合は、教育委員会へ報告し指導・助言を受けながら、学校いじめ調査委員会が児童保護者等の聞き取り、または質問紙調査を行い、事実関係を明確にしていく。
- ・調査結果を受けて明らかになった事実関係や再発防止策について、教育委員会と連携し、関係児童及びその保護者に適切な説明を行う。

第4章 検証と見直し

1 いじめが認知された場合

- ・解決にいたるまで随時、指導・支援体制に修正を加えながら、組織的で適切な対応を行う。
- ・いじめのケースごとに構成員の見直しを図り、経過と共に随時話し合いの場をもちながら、対応策を検討していく。

2 一定期間終了後の検証と見直し

- ・P D C Aサイクルの考え方に従い、年度末には年間計画の遂行状況等を含め、検証と見直しを図る。
- ・アンケートの項目等については随時検証する場を設け、児童の実態に合わせて取り組んでいく。

平成26年 11月28日 策定
一部改訂 令和3年2月23日